

提案書作成要領

本業務における技術提案書作成要領は、次のとおりです。

1 件名

横浜市青少年に関する調査業務委託

2 業務の内容

別紙「業務説明資料」のとおり

3 提案資格

次に掲げる条件を全て満たすものとします。

- (1) 横浜市契約規則第7条の規定による審査の結果、令和2年度の一般競争入札参加有資格者名簿に登録され、かつ、当該契約に対応するとして定めた下記の営業種目について、登録が認められている者。
 - ・営業種目「各種調査企画」細目「A 市場・世論調査」「B コンサルティング（建設コンサル等を除く）」
- (2) 上記(1)のうち、所在地区分について市内である者
- (3) プロポーザル参加意向申出書の提出期限から受託候補者の特定の日までの間において、横浜市指名停止等措置要綱の規定による停止措置を受けていない者であること。

4 プロポーザル参加の手続き

本要領等の内容を了承し、本プロポーザルに参加する場合は、必ず参加意向申出書（様式1）を提出してください。資格審査結果については申出者全員に通知します。

- (1) 参加意向申出書の提出期限
提出期限 令和2年7月3日（金曜日）午後5時まで（必着）
- (2) 提出先
持参する場合 横浜市中区本町6-50-10 市庁舎13階 横浜市こども青少年局青少年育成課
郵送する場合 〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 横浜市こども青少年局青少年育成課
電話番号：045-671-2324 FAX番号：045-663-1926
電子メールアドレス：kd-ikusei@city.yokohama.jp
- (3) 提出方法
郵送（配達記録郵便又は書留）又は持参
（注意）提出期限を過ぎた場合は、受け付けません。ただし、配達業者の事由により到達が遅れた場合は、その証明をもって受け付けます。郵送の場合は、発送後に必ず提出先まで、電話連絡を行ってください。持参の場合は、平日午前9時から正午、午後1時から午後5時までの間に受け付けます。
- (4) 提出部数 1部

5 参加資格確認結果の通知及びプロポーザル関係書類提出要請書の交付

参加意向申出書を提出した者について、提案者の資格を満たすものであるかを確認し、参加意向申出者全員に対して令和2年7月8日（水）までに、提案資格確認結果通知書（様式2）を、電子メール（Word、PDF等のデータ）で交付します。

また、提案資格があることを確認できた場合は、併せてプロポーザル関係書類提出要請書（様式3）を交付します。

なお、参加意向申出書を提出した後、プロポーザル参加を取り下げる場合は、参加取り下げ書（様式5）を提出してください。

6 質問書の提出

本要領等の内容について疑義のある場合は、次により質問書を提出することができます。質問内容及び回答については、プロポーザル提出要請者全員に通知します。

なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要です。

- (1) 提出期限 令和2年7月13日（月）午後5時まで（必着）
- (2) 提出先 4(2)と同じ
- (3) 提出方法 電子メール（Word形式で質問書（様式4）を添付してください。また、電話により到達確認を行ってください。）
- (4) 回答送付日及び方法 令和2年7月15日（水）（予定）電子メールによります。
- (5) その他 電話等での問い合わせには応じませんので、質問内容は明確に記載してください。

7 提案書の提出

(1) 提案書の提出

ア 提出書類 提案書（様式6-①～⑦）

イ 提出期限 令和2年7月27日（月）午後5時まで（必着）

ウ 提出先 4(2)と同じ

エ 提出方法 4(3)と同じ

オ 提出部数 8部（1部ずつファイリングの上、提出してください。）

(2) 参考見積書

(3) その他

ア 全て片面刷りとしてください。

イ 所定の様式以外の書類については、受理しません。

ウ 様式6-①以外は、社名等、一瞥して作成者が判明するものは記載しないでください。

8 提案書の内容

(1) 提案書は、次の項目について、所定の書式に基づき作成してください。

ア 法人の業務実績について

① 法人の調査・コンサルティング活動実績（様式6-②）

② 10代・20代の青少年を対象とした業務実績（様式6-③）

イ 業務実施体制について（様式6-④）

ウ 提案内容について

- ① 効果的なヒアリング調査とするための工夫（様式6-⑤）
- ② 効果的なアンケート調査とするための工夫（様式6-⑥）
- ③ より回収率を上げるための効果的な工夫（様式6-⑦）

(2) 提案書の作成にあたっては、以下の事項に留意してください。

ア (1)ウについては、考え方をわかりやすく簡潔に記述してください。イメージ図、イラスト等の使用は可とします。

イ 罫線枠は拡大・縮小してもかまいませんが、外周に余白10ミリメートル以上をとり、所定の様式に収めてください。文字は注記等を除き、原則として11ポイント程度以上の大きさとし、できるだけ見やすい表現で簡潔に記述してください。

ウ 多色刷りは可としますが、モノクロ複写しますので、見やすさに配慮をお願いします。

10 審議及び評価

(1) 委員会

本プロポーザルの実施及び特定等に関する審議は、次に示す委員会で行います。

名称	こども青少年局第二入札参加資格審査・指名業者選定委員会	横浜市青少年に関する調査業務委託に係るプロポーザル評価委員会
所掌事務	プロポーザルの実施、受託候補者の特定に関すること	プロポーザルの評価に関すること
委員	<ul style="list-style-type: none">・ こども青少年局副局長（総務部長）・ 同 総務課長・ 同 企画調整課長・ 同 青少年育成課長・ 同 子育て支援課長・ 同 こども家庭課長・ 同 総務課経理係長	<ul style="list-style-type: none">・ こども青少年局総務課長・ 同 青少年育成課長・ 同 企画調整課長・ 同 青少年相談センター所長・ 教育委員会事務局教育政策推進課担当課長・ 健康福祉局精神保健福祉課担当課長

(2) 評価基準

評価委員会における提案書の評価は、「提案書評価基準」に基づき行います。

なお、ヒアリングは実施しません。

11 その他

(1) 提案書の作成及び提出等に係る費用は、貴社の負担とします。

(2) 無効となるプロポーザル

ア 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの

イ 提案書作成要領に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの

ウ 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

エ 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

オ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの

カ 虚偽の内容が記載されているもの

キ プロポーザルに関して委員会委員との接触があった者

(3) 特定・非特定の通知（様式7）

提案書を提出した者のうち、プロポーザルを特定した者及び特定されなかった者に対して、その旨及びその理由を書面により通知します。

(4) 手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(5) 契約書作成の要否

要する。

(6) プロポーザルの取扱い

ア 提出されたプロポーザルは、プロポーザルの特定以外に提出者に無断で使用しないものとします。

イ 提出されたプロポーザルについては、他の者に知られることのないように取り扱います。ただし、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき公開することがあります。

ウ 提出された書類は、プロポーザルの特定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがあります。

エ プロポーザルの提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがあります。

オ プロポーザルに虚偽の記載をした場合は、プロポーザルを無効とするとともに虚偽の記載をした者に対して、本市各局の業者選定委員会において特定を見合わせる必要があります。

カ 提出された書類は、返却しません。

(7) その他

ア プロポーザルに記載した配置予定の技術者（資格者等）は、病気、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することはできません。

イ プロポーザルの作成のために本市において作成された資料は、本市の了解なく公表、使用することはできません。

ウ プロポーザルは、受託候補者の特定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては、必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。

エ プロポーザルの提出は、1者につき1案のみとします。

オ 特定されたプロポーザルを提出した応募者とは、後日、本要領及び特定されたプロポーザル等に基づき、本市の決定した予定価格の範囲内で業務委託契約を締結します。なお、業務委託条件・仕様等は、契約段階において若干の修正を行うことがあります。

カ 参加意向申出書の提出期限以後又は指名通知の日以後、受託候補者の特定の日までの手続期間中に指名停止となった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとします。また、受託候補者として特定されている場合は、次順位の者と手続を行います。

キ 受託候補者の特定の日、令和2年度横浜市一般競争入札参加有資格者名簿へ登載がされていない場合は、受託候補者として特定されません。

ク 概算業務価格（上限）は約3,000千円（税込）です。

なお、提案書提出時には参考見積書を提出するものとします。

ケ 受託候補者として特定された者が辞退等した場合は、次順位の者と手続きを行います。

プロポーザル実施スケジュール（案）

6月22日（月）	プロポーザル実施公告 ↓
7月3日（金）	参加意向申出書締切 ↓
7月8日（水）	参加資格確認結果通知書交付 ↓
7月13日（月）	質問受付締切 ↓
7月15日（水）（予定）	質問回答 ↓
7月27日（月）	提案書提出締切 ↓
7月31日（月）～8月4日（火）（予定）※	評価委員会 ※ヒアリングは実施しません。 ↓
8月7日（金）頃	結果通知書交付

※ 評価委員会の日程については、7月初旬に確定する予定です。